

## 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する指針

今日、日本の社会経済構造の変化に伴い、人々の働き方に関する意識や就労環境が多様化している一方、仕事と生活が両立しにくい現実と直面し、多くの人々の生活は職業生活と家庭生活や地域生活との調和がとれた豊かでゆとりある生活を享受しているとは必ずしも言えない状況が存在している。

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものであり、また同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活は暮らしには欠かすことはできないものである。それ故、職業生活及び家庭生活や地域生活の充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増すると、とりわけ現代において強調して言われているところである。

また、仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものであるとも言われ、社会全体として仕事と生活の双方の調和の実現を希求していくことが、今日的な主要課題の一つとしてクローズアップされているところでもある。

そのため、当法人においては、仕事と生活の調和に向けた取組を「明日への投資」として積極的にとらえ、職員の誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、自己啓発、自治会（町内会）活動、ボランティア活動等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、労使が協調してその実現にチャレンジしていくものとする。

### 【 仕事と生活の調和に向けた取組の基本的方向 】

- 1 当法人と職員は、協調して経営基盤の強化及び提供サービスの質の向上に取り組むとともに、職場における当事者意識や職場風土の改革と併せ、働き方の改革にそれぞれの立場において自主的に取り組むものとする。  
また、職員は時間的制約がある中でメリハリのある働き方に努めるものとする。
- 2 職員は、自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 当法人は、仕事と生活の調和の実現が、当法人が展開する福祉事業を発展させ、かつ持続可能で確かなものとする上で必要な取組であると認識に立ち、その取組の推進にあたっては自らの創意工夫のもとに、次の点に配慮した諸制度の展開を図る。
  - ① 当法人は、職員の自らの働き方の見直しを促すとともに、雇用管理や人事評価の改革に努め、業務の進め方・内容の見直しや個人の能力向上等によって、業務のより効率的な運営を図る。
  - ② 職員の健康を増進し、安心して働くことのできる職場環境を維持・改善するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策の充実等に取り組む。
  - ③ 職員の将来を見据えた自己啓発・能力開発等の取組を支援するため、職務専念義務の免除、外部研修機関への派遣研修の充実、介護福祉士等の資格取得支援制度の創設等を図る。
  - ④ 男性の子育てへの関わりを支援・促進するため、男性の育児休業等の取得促進に向けた環境整備等に努める。
  - ⑤ パート雇用職員については、正規雇用への移行制度の周知に努めるとともに、相談制度等の確立を図る。